

(別 紙)

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書（案）

中国・武漢市で発生した新型コロナウイルスによる感染症では、世界各地に拡大し、多くの死者・感染者が発生している。2月24日現在、中国・保健当局の発表によると、中国国内では7万7千人を超える感染者が発生し、死者は2,592名に上り、2003年に大流行したSARSを上回り、さらに感染を拡大している。

現在、我が国においても、2月25日時点で159名の感染症者が発生し、1名が亡くなり、横浜港に到着したクルーズ船では691名の感染症者が発生し、3名が亡くなるなど、その数は日増しに増加の様相を見せている。感染の状況が時々刻々と変化し、国民の暮らしにも深刻な影響を及ぼしているため、早急な対応がいっそう必要である。さらに、新型コロナウイルスに対応した医療関係者が、職場でいじめや差別的扱いを受ける事態が起きているとして、日本災害医学会は2月22日、抗議する声明を発表するなど、感染症から波及する人権問題も起こっている。

よって、国におかれては、国民の安心・安全を確保するとともに、不安を解消するため、感染の拡大防止に向け、地方自治体と連携・協力し、以下の対応に全力を挙げて取り組むよう求める。

記

- 1 国民が冷静に行動できるよう、受診・相談方法等の正確な情報提供を進め、咳エチケットや手洗い等の具体的な感染予防の方法を周知徹底すること。
- 2 重症化している人だけでなく、感染が疑われる人に対しては躊躇なく検査を行う体制を整えること。また、検査のための人員確保を行うこと。
- 3 感染症指定医療機関の診療体制に万全を期すこと。また、医療機関・福祉事業所などのマスクや衛生材料・消毒液等に不足が出ないように、必要な措置を講じること。
- 4 公・私立学校、幼稚園・保育園、社会福祉施設等への正確な情報伝達とともに、感染症者が確認されたケースに備えて、統一した対応方法を早期に決定して示すこと。
- 5 周辺諸国との連携を強化するとともに、広域的な対応について早急に体制を整えること。

- 6 感染者や家族、医療・福祉従事者に対する差別・偏見や風評被害を防ぐために、正確な情報提供を行うこと。
- 7 必要な立法化や国庫負担等について、速やかに措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日
高松市議会

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		